

# 全国人民代表大会

## 「中華人民共和國專利法改正案（草案）」 に関する説明

2019年1月4日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 「中華人民共和国専利法改正案（草案）」に関する説明

### 一、改正の必要性

党中央、国務院は知的財産権保護を非常に重視している。習近平総書記は、知的財産権保護を強化し、法執行力を整備し、法執行に更に力を入れ、違法のコストを著しく高め、法律の抑止作用を十分に発揮しなければならないと指摘した。李克強総理は、知的財産権を保護することが革新を保護することであり、知的財産権の保護と運用を強化し、法により知的財産権侵害と模倣品製造、販売行為を厳格に摘発しなければならないと強調した。当面、我が国の経済は発展方式転換、経済構造最適化、成長推進力転換の重要な時期にあり、革新は発展をリードする最大の推進力になっている。知的財産権保護を強化し、自主的革新能力を高めることは、経済発展方式転換の加速化、革新駆動型発展戦略の実施上の内在的需要になっている。我が国の現行専利法は1985年に施行されて以来、1992年、2000年、2008年に計3回改正され、発明創造の奨励と保護、科学技術の進歩と革新の促進に対し重要な役割を果たしてきた。情勢の発展に伴い、専利分野では以下のような新状況、新課題が現れた。専利権の保護効果と専利権者の期待との間にギャップがあり、専利権保護は挙証困難、高コスト、低賠償等の問題があり、地域を跨る権利侵害、ネットワークによる権利侵害現象が増え、専利権濫用現象が時々発生している。専利技術の転化率は低く、専利許諾の需給情報は非対称的で、転化サービスは不足している。関連国際条約の加入や発明者、考案者の専利権取得に更なる便利を図るという需要に適応し、専利権付与制度も更に整備する必要がある。党中央、国務院の配置要求を一層徹底し、実務における問題点を解決するために、現行専利法を改正する必要がある。

2015年7月、国家知識産権局は国務院に「中華人民共和国専利法改正草案（送審稿）」の審議を請求した。元国務院法制弁はこの改正草案を受け取った後、深く調査研究し、前後して二度と関係部門、地方政府と関連団体に向けて意見を募集し、さらに一般社会にも意見を聴取し、検討・修正・改善を積み重ねた。今年に入ってから、司法部はさらに国家知識産権局等の部門と共同して新情勢、新要求に基づき、繰り返し検討、調整、修正して、「中華人民共和国専利法改正案（草案）」（以下「草案」という）を作成した。草案は、国務院第33回常務会議の討論を経て採択された。

### 二、草案の主要内容

草案の全体的構想として、主に以下の3点が考えられた。第一、専利権者の合法的な権益に対する保護を強化すること。専利権侵害行為に対する懲罰を厳格化し、司法保護の主

導的作用を充分発揮するとともに、行政法執行を整備し、専利保護の効果と効率を高める。第二、専利実施と運用を促進すること。発明者、考案者に対する激励メカニズム及び専利権付与制度を整備し、専利公共サービスを強化し、専利権の取得及び実施に更なる便利を図り、革新の意欲を奮い立たせ、発明創造を促進する。第三、実践によって成熟であると証明されたやり方を法律規範に昇格すること。

**(一) 専利権者の合法的な權益に対する保護を強化すること。**

(1) 専利権侵害の賠償金額を高めること。「故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、権利者の損失、権利侵害者の得た利益又は専利許諾使用料の倍数で算出した金額の1～5倍で賠償金額を確定することができる」と規定した上、賠償金額の計算が困難である場合の法院が酌量して確定できる賠償金額を、現行専利法に規定した1万～100万元から10万～500万元に引き上げた。(第18条第1項、第2項)

(2) 挙証責任関連規定の整備化。「人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに全力を尽くして挙証しており、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者は提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。」という規定を追加した。(第18条第4項)

(3) 専利行政法執行の整備化。「国务院専利行政部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国で重大な影響がある専利権侵害紛争を処理することができる。専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内においてその同一専利権を侵害した事件を合併して処理することができる。区域を跨ってその同一専利権を侵害した事件について、上級人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。」という規定を追加した。(第16条)

(4) ネットワークサービスプロバイダーのネットワーク上の権利侵害に対する連帯責任の明確化。「専利権者又は利害関係者は、人民法院による発効した判決書、裁定書、調停調書、又は専利事業管理部門が下した権利侵害差止決定に基づき、権利侵害製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じるようネットワークサービスプロバイダーに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダーは速やかに必要な措置を講じた場合、連帯責任を負う。」という規定を追加した。(第17条)

(5) 信義誠実及び権利濫用禁止原則の明確化。「専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益や他人の合法的な權益を害したり、競争を排除、制限したりしてはならない。」という規定を追加した。(第2条)

なお、革新薬品発明専利の期限補償制度の追加を提案した。

## (二) 専利の実施と運用を促進すること。

(1) 単位の職務発明創造に対する処置権の明確化。「単位は、職務発明創造の専利出願権や専利権を法により処置し、所有権による激励を実施し、株式、オプション、配当等の方式によって、発明者又は考案者に合理的に革新の収益を共有させ、関連発明創造の実施と運用を促進することができる。」という規定を追加した。(第1条)

(2) 専利転化サービスの強化。「国務院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を強化し、専利情報の基礎データを提供し、専利情報の伝播と利用を促進しなければならない。国務院専利行政部門、地方人民政府の専利事業管理部門は、同級の関連部門と共同して措置を講じ、専利公共サービスを強化し、専利の実施と運用を促進しなければならない。」(第3条、第9条)

(3) 専利開放許諾制度の新設。「専利権者が書面にて国務院専利行政部門に如何なる人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はそれを公告し、開放許諾とする。如何なる人も開放許諾専利を実施する意思があり、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された方式、基準に従って許諾使用料を支払った場合、専利実施許諾を受けたとされる。」という規定を追加した。(第10条、第11条)

## (三) 専利権付与制度を改善すること。

(1) 意匠専利出願の国内優先権制度の新設。「出願者は意匠が国内で初めて専利を出願した日から6ヶ月以内に、また同一主題について国内で専利を出願する場合、優先権を享受することができる。」と規定した。(第5条)

(2) 優先権主張プロセスの最適化。専利出願者が初めての専利出願書類の副本を提出する期限を緩和した。(第6条)

(3) 意匠専利権の保護期間の延長。我が国が意匠保護に関する「ハーグ協定」に加入する需要に適応して、意匠専利権の保護期間を現行専利法に規定された10年から15年に延長した。(第7条)

出典：2019年1月4日 全国人民代表大会ウェブサイト

[http://www.npc.gov.cn/COBRS\\_LFYJNEW/user/UserIndex.jsp?ID=13137851](http://www.npc.gov.cn/COBRS_LFYJNEW/user/UserIndex.jsp?ID=13137851)